

神戸市建築基準法施行細則の一部改正（案）の概要

1. 改正の趣旨

建築物や建築設備は、適正な維持保全の確保のため、その劣化や腐食の状況等を点検・調査し、市へ定期的に報告する必要があります。神戸市では、建築物は3年に1回、指定建築設備（※1）は1年に1回、調査報告を行うことなど、建築物定期調査報告及び指定建築設備定期検査報告（以下、「定期調査等」といいます。）の詳細を神戸市建築基準法施行細則（以下、「細則」といいます。）で定めています。

この度、国土交通大臣が定める定期調査等の項目等（国土交通省告示）が改正されたことを受け、定期調査等の対象項目を整理するなどの細則の改正を行います。

※1 細則第8条第1項で規定する建築設備、以下同じ

2. 改正の概要

（1）定期調査等の対象項目の整理【第7条第5項（新設）】

常閉防火扉（※2）や一部の建築設備（※3）は、建築物定期調査報告の時に合わせて調査を行うことができるようにします。（建築物定期調査報告の項目に付加します。）

※2 「常時閉鎖している状態の防火扉」で火災時の火炎や煙の流出拡大を防ぐもの

※3 煙感知器連動の防火ダンパーが無い建築物の換気設備、自然排煙設備、電池内蔵型非常照明装置のことでここでは指定建築設備を除く建築設備

【参考】

告示改正では、常閉防火扉や指定建築設備を除く建築設備は従来の建築物定期調査報告の対象から防火設備・建築設備検査の対象に移行されましたが、特定行政庁（神戸市）が建築物定期調査報告の項目に付加すれば、防火設備検査での常閉防火扉検査は免除できるようあわせて改正されました。

（2）その他所要の改正

①建築物定期調査報告の対象の整理【第7条第2項（改正）第3項、第4項（新設）】

建築基準法第6条第1項第1号に規定された建築物以外の建築物、建築基準法施行令第16条第1項各号で定められた用途が避難階のみにある建築物及び平成28年度国土交通省告示第240号第1第1号に規定する特定規模建築物は、法の規定上建築物定期調査報告の対象外です。現行の条文（第2項ただし書き）ではその旨が分かりにくいため、文言を修正することで報告の対象となっている建築物を明確にします。（報告対象は第3項、報告時期は第4項に規定して整理します。）

②指定建築設備定期検査報告の対象の整理【第8条第1項（改正）】

現行の条文では、建築基準法施行令上設置することが規定されている建築設備のみ建築設備定期検査報告の対象となっていますが、近年増加している関係告示上設置することが規定されている建築設備についても対象となるよう、文言を修正します。

③添付図書の整理【第8条第3項、第5項（改正）】

指定建築設備、防火設備の定期検査報告時も昇降機と同様に付近見取図、配置図の添付を不要とします（第3項）。また、第5項の文言を第3項にならって修正します。

④報告周期の整理【第8条第2項、第4項（改正）】

指定建築設備、昇降機及び防火設備の定期検査報告の周期が1年（国土交通大臣が定める検査項目は3年）に1度であることが分かりやすいよう文言を修正します。

3. 施行日

令和7年7月1日